

「京都新聞福祉賞」

この賞は、京都府、滋賀県で地域福祉の向上のために著しい功績のあった個人または団体に京都新聞社会福祉事業団が贈るものです。

[選考基準]

①地域福祉の向上に大きく寄与し、この分野で著しい貢献をした個人・団体。または、今後の活躍が期待される個人・団体に対して、賞を贈ります。

※選考の対象となる活動年数は概ね10年以上です。

②表彰は毎年度1回とし、選考は、京都新聞社会福祉事団が委嘱した選考委員が行います。

③表彰を受ける個人・団体は原則として年度3件以内とします。

④受賞の対象は、原則として選考時、京都府および滋賀県に在住、または勤務または活動する個人・団体とします。

⑤当事業団の役職員は受賞の対象にしません。

以上